

## 「同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響」

青木 聡，野口康彦，小田切紀子，草野智洋

「片親疎外 (Parental Alienation)」とは、「両親の激しい対立による別居や離婚を経験した子どもが、正当な理由もなく、一方の親に強く味方し、もう一方の親との関係を拒絶する心理状態」(Bernet, 2020, p. 6) と定義されている (注1)。虐待やネグレクト、DV 目撃などの正当な理由がなく、以前の親子関係が良好であっても、両親の激しい対立に巻き込まれた子どもの態度が豹変し、一方の親 (主に別居親) との関係を頑なに拒絶するようになることが特徴とされる。

子どもの拒絶の態度にみられる 8 つの症状 (注2) を捉えて、「片親疎外症候群 (Parental Alienation Syndrome)」(Gardner, 1985) と命名した児童精神科医の Gardner は、「総じて監護権紛争の文脈でしか起きない子どもの精神疾患である。主な症状は、正当な理由もなく、標的にされた親 (targeted parent) に対する誹謗中傷を繰り返すことである。片親疎外症候群は、疎外している親 (alienating parent) が自分の考えを子どもに植え付ける (子どもを洗脳すること、そして、子ども自身が標的にされた親に対する誹謗中傷に貢献することの組み合わせで生じる。実際に標的にされた親による虐待やネグレクトがある場合、子どもの敵意は正当化できる可能性があり、そのときは片親疎外症候群の説明は適用されない」(Gardner, 2003, p. 2) と述べている。この見解に対して、片親疎外を子どもの精神疾患とみる視点や、疎外している親による洗脳を原因のひとつとする主張が賛否両論を巻き起こした。現在に至るまで、親権・監護権紛争や面会交流紛争において、子どもの意思を尊重しつつ「子どもの最善の利

益」を検討しなければならない局面で、片親疎外の扱いは悩ましい問題となっている。

APA (アメリカ精神医学会) による『DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル』(APA, 2022) には、片親疎外の診断基準は存在しない。しかし、片親疎外は「臨床的関与の対象となることのある他の状態」に含まれる 3 つの項目「両親の不和に影響されている児童 (Child Affected by Parental Relationship Distress)」「親子関係の問題 (Parent-Child Relationship Problems)」「児童への心理的虐待 (Child Psychological Abuse)」にあてはまるとする見方が一般的である (Bernet et al., 2016)。子どもの心理状態に焦点を当てる場合は「両親の不和に影響されている児童」、子どもと拒絶されている親 (rejected parent) の関係性に焦点を当てる場合は「親子関係の問題」、疎外している親の「片親疎外行為 (Parental Alienating Behaviors)」(注3) に焦点を当てる場合は「児童への心理的虐待」とコード化することが可能とされる。同様に、WHO (世界保健機関) による『ICD-11 (国際疾病分類 第 11 版)』(WHO, 2022) では、発効直前の最終段階で片親疎外を疾病分類の索引用語から除外する動きがあったものの、「親子交流の問題 (Parent-Child Contact Problem)」(注4) が健康状態に影響を与える「親子関係の問題 (Parent-Child Relationship Problems)」の範疇に入ることは認められている (Kline Pruett et al., 2023)。

片親疎外の発生メカニズムを理解する際には、家族療法の「三角関係化 (triangulation) / 三角形成 (triangling)」(Minuchin, 1974; Bowen,

1978) という臨床概念が参考になる。すなわち、片親疎外とは、激しく対立する両親のうち一方の親が子どもを巻き込み（世代をまたいで親子で連合し）、もう一方の親を情緒的に遮断する「屈折した三角形 (perverse triangle)」（Haley, 1977; Minuchin & Nichols, 1993）として理解することができる。ただし、子どもの片親疎外について疎外している親の悪意ある巻き込み行為（片親疎外行為）によって理解する視点は、状況を過度に単純化して疎外している親だけを悪者扱いする「単要因モデル (single-factor model)」として批判も多い (Fidler et al., 2013)。

それに対して、Kelly & Johnston (2001) は、子どもが親に拒絶的な態度をとる理由となり得る複数の要因を「多要因モデル (multi-factor model)」として提示した。多要因モデルにおいては、一方の親による片親疎外行為は、子どもの片親疎外を説明する重要な要因ではあるが、唯一の要因ではないとされる。そして、子どもの気質や特性、親子のアタッチメントの問題、離婚移行期やステップファミリー形成期の適応困難、拒絶されている親の長期不在、両親の不適切な養育、別居・離婚後に共同養育がうまくいかないこと、子どもの忠誠葛藤、きょうだいや祖父母の発言、セラピストの偏った対応、専門家の不始末、長引く訴訟、両親間の対立の歴史、屈辱的な別居（連れ去り別居や追い出し別居）、両親のパーソナリティ症や性格特性なども、片親疎外を説明する要因に含まれている (Johnston & Sullivan, 2020)。

また、Friedlander & Walters (2010) は、別居・離婚後に子どもが別居親との交流に抵抗ないし拒絶を示す場合、拒絶に正当な理由がない「片親疎外 (Alienation)」に注目するだけでなく、通常の発達段階にみられる親子関係の現象としての「連合 (Alignment) / 親和 (Affinity) / 同盟 (Alliance)」、親子の境界があいまいな（ときに親子の役割逆転がみられる）「絡み合い (Enmeshment)」、拒絶されている親の関わり方や特性に拒絶の理由がある

「疎遠 (Estrangement)」、拒絶の正当な理由となる「拒絶されている親によるネグレクトや虐待」の有無を踏まえて対応を検討し、早期に介入することが重要であると主張している。Friedlander & Walters によると、純粋な片親疎外ケースは稀であり、多くの場合、「絡み合い+片親疎外」「絡み合い+片親疎外+疎遠」「絡み合い+疎遠」「片親疎外+疎遠」といったハイブリッド・ケースとして理解される。この指摘は、片親疎外の問題に対して、家族システムにおける親子の関係性を臨床心理学的に評価することや、包括的な対応の必要性を示唆しているといえる。同様に、Garber (2011) は、絡み合いと片親疎外あるいは疎遠の併存する三角関係が健全な親子関係を破壊し、両親間の対立に巻き込まれた子どもの「大人化 (adulthood)」「親化 (parentification)」「幼稚化 (infantilization)」を生じさせることについて報告している。この報告も、子どもの片親疎外に注目するだけでなく、家族システムにおける親子の関係性を臨床心理学的に評価する必要性を示唆しているといえる。

片親疎外をめぐる親子の関係性を評価する際、親から子どもへの関わり方に着目する視点もある。Austin et al. (2013 b) は、片親疎外の理解に「親によるゲートキーピング (parental gatekeeping)」(注5) という概念を導入し、同居親が別居親と子どもの関わりを促進することを「促進的ゲートキーピング (facilitative gatekeeping)」、関わりを制限することを「制限的ゲートキーピング (restrictive gatekeeping)」と命名し、両者を連続体として捉え、親によるゲートキーピングの様相を見立てる必要性を指摘している。さらに Saini et al. (2017) は、ゲートキーピング概念に「適応的 (adaptive)」—「不適応的 (non-adaptive)」の軸を加えて2軸4類型 (適応的な「促進的・支援的ゲートキーピング (facilitative-supportive gatekeeping)」と「制限的・保護的ゲートキーピング (restrictive-protective gatekeeping)」、不適応的な「促進的・無関心

ゲートキーピング (facilitative-apatetic gatekeeping)」と「制限的・不当なゲートキーピング(restrictive-unjustified gatekeeping)」に整理している (いずれの分類にも含まれない「一貫性のないゲートキーピング(inconsistent gatekeeping)」を含めると5類型)。この分類によると、親によるゲートキーピングが「不適応的」あるいは「一貫性がない」場合は、早期介入が必要とされる。

片親疎外に早期介入が必要な理由は、子どもへの悪影響が懸念されるからである (Verhaar et al., 2022)。片親疎外は、離婚紛争を長期化・泥沼化させたり (Lorandos & Bone, 2016)、拒絶されている親に大きな心理的打撃を与える (Harman et al., 2018) ことに加えて、拒絶する子ども自身にもさまざまな心理的悪影響をもたらすことが膨大な研究から明らかになっている。Miralles et al. (2021) は、そうした研究を網羅したシステマティック・レビューにより、片親疎外の子どものみられる長期的な悪影響として、抑うつや不安、精神疾患のリスク、自己肯定感や自己効力感の低さ、アルコール依存やドラッグ依存のリスク、親子関係や対人関係の困難、人生に対する満足感の低さ、離婚割合の高さ、喪失感、見捨てられ感、罪悪感、親和不全の高さ、自身の子どもから疎外されるリスク、を見いだしている。

このように、欧米の研究は、片親疎外をめぐる親子の関係性や子どもにもたらされる長期的な悪影響に着目し、より包括的な視点で親子交流の問題を理解する方向に向かっている。しかし日本の場合、離婚後は単独親権であり、両親による子どもの奪い合いへと離婚紛争が熾烈化しやすく、一方の親が子どもを巻き込むことに端を発する片親疎外の問題は軽視できない。それにもかかわらず、子どもの片親疎外についての研究はまったく手つかずであり、同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響についての知見は皆無である。そこで本研究では、同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響を質問票調査によって検証する。

片親疎外行為の測定については、複数の質問票が開発されている。Laughrea (2002) が開発した「AFRS (Alienated Family Relationship Scale)」(42項目、5段階評定) は、両親の離婚を経験した若年成人の視点から、「両親間の対立の頻度」(5項目)、「両親の問題解決力」(5項目)、「母親を疎外する父親の態度」(8項目)、「父親を疎外する母親の態度」(8項目)、「父親を疎外する子どもの態度」(8項目)、「母親を疎外する子どもの態度」(8項目)を測定する質問票である。AFRSは、家族内の片親疎外行為のダイナミクスを同定することを目的とした研究で使用されている。その結果、離婚家庭の子どもは両親がそろっている家庭の子どもと比較して、片親疎外行為をより多く経験し、両親には対立を解決する力がないと感じていることや、両親間の対立についての心理的苦痛が強く、そのことで両親に怒りを感じており、自身の友人関係や恋人関係も不安定であることなどが明らかになっている。

Mone & Biringen (2006) は、「RDQ (Relationship Distancing Questionnaire)」(父母別に同じ内容の30項目に回答、6段階評定、母親の片親疎外行為7因子と父親の片親疎外行為6因子)を開発し、両親の離婚を経験した若年成人が、子どものときに経験した片親疎外行為をどのように受け止めているか、それが現在の親子関係にどのように影響しているかを明らかにすることを目的とした調査を行っている。その結果、子どものときに片親疎外行為を経験した人は、現在の親子関係において、疎外していた親との関係もよくないことを明らかにしている。著者らはこの結果に注目し、片親疎外行為の「バックラッシュ効果 (反動効果)」と命名している。また、両親の離婚の有無とは関係なく (両親が婚姻中であっても)、両親が激しく対立している場合に、子どもが片親疎外行為をより多く経験していたことから、両親間の激しい対立が片親疎外行為の引き金であると主張している。

Braver et al. (2007) は、片親疎外行為を

測定する「PABS (Parental Alienation Behavior Scale)」を開発している(父母別に同じ内容の12項目に回答, 9段階評定)。Hands & Warshak (2011)はPABSを使った研究を行い, 片親疎外行為が高葛藤の離婚家庭に多いこと, 疎外している親の割合は父親と母親で同等であることを明らかにしている。また, Rowen & Emery (2014)は, 片親疎外行為に含まれる「他方親に対する誹謗中傷」の測定に特化した「PDS (Parental Denigration Scale)」(父母別に同じ内容の22項目に回答, 5段階評定)を開発し, 両親の回答が子どもの回答と比較して他方親に対する誹謗中傷を過小評価しており, その有害性に無自覚であることを明らかにしている。

子どもの片親疎外の症状の測定を目的とした質問票も複数開発されている。Rowlands (2018)は片親疎外の8つの症状を測定することを目的とした「RPAS (Rowlands Parental Alienation Scale)」(23項目, 5段階評定)を開発している。因子分析の結果, RPASは「拒絶されている親に対する肯定的な感情の欠如」(6項目), 「一連の誹謗中傷」(4項目), 「疎外している親に対する無条件の反射的な支持」(4項目), 「借り物のシナリオ」(4項目), 「親戚にまで拡大した敵意」(3項目), 「自分独自の考えという主張」(2項目)の6因子であった。柏木・高坂(2022)はRPASを参考に, 日本語版の尺度として「親用片親疎外尺度(PASPJ: Parental Alienation Scale for divorced Parents in Japan)」を作成している(19項目, 5段階評定)。PASPJでは「親に対する肯定的な感情の欠如」(7項目), 「借り物のシナリオ」(5項目), 「もう一方の親に対する無条件で無批判なサポート」(4項目), 「中傷行動」(3項目)の4因子が抽出され, 信頼性・妥当性が検証されている。

Sirbu et al. (2021)は, 両親や子どもではなく, 臨床心理学者が片親疎外の症状を評価する「PAQ(Parental Alienation Questionnaire)」(24項目, 5段階評定)を開発している。因子

分析の結果, Gardner (2002)の説明と同様に8因子が抽出されたことから, Gardnerが提唱する片親疎外症候群の8つの症状である「拒絶されている親に対する誹謗中傷」「説得力のない非難」「両面感情の欠如」「自分独自の考えという主張」「疎外している親に対する無条件の支持」「罪悪感の欠如」「借り物のシナリオ」「敵意の拡大」(各3項目)を因子名としている。Martinez et al. (2021)は, 9歳から15歳の子どものが示す片親疎外の症状を測定する「ZICAP II Scale」(29項目, 5段階評定)を開発している。この尺度では, 8つの症状は「捕虜化あるいは感情の乗っ取り」(13項目)と「回避, 軽蔑, 不合理な拡大解釈」(16項目)の2因子(各因子に4症状ずつ)で測定される。

片親疎外行為を測定する尺度の中で, もっとも使用頻度が高い尺度は, Baker & Chambers (2011)の「BSQ (Baker Strategies Questionnaire)」(20項目, 5段階評定)である(Miralles et al., 2021)。BSQはBaker & Darnall (2006)やBaker (2007)が明らかにした「両親が両親間の対立に子どもを巻き込む方略」(注6)に基づいて作成されており, 信頼性と妥当性が検証され, 片親疎外行為が子どもに与える悪影響に関する研究で成果を重ねている(Baker & Ben-Ami, 2011; Ben-Ami & Baker, 2012; Baker & Verrocchio, 2013; Baker & Eichler, 2014; Verrocchio & Baker, 2015; Bernet et al., 2015; Baker & Verrocchio, 2015; Verrocchio et al., 2016)。これらの研究においては, 片親疎外行為が子どもの自己肯定感や自己効力感の低さ, 抑うつや不安, 忠誠葛藤, 協調性の低さ, 物質乱用傾向(アルコール依存やドラッグ依存), 親子関係や対人関係の困難と関連していることが示されている。なお, BSQは簡便な実施のために7項目の短縮版(Baker and Brassard, 2013)やイタリア語版(Baker & Verrocchio, 2013)も作成されている。

本研究では, 片親疎外行為の研究でもっとも



使用頻度が高いBSQを日本語に翻訳し、20項目版と7項目版の因子構造、信頼性、妥当性について検討を行う。また、同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響について検証する。「片親疎外行為」は逸脱的な問題行動と捉えることができるため、片親疎外行為「なし」群と片親疎外行為「高得点」群の比較によって分析を行う。

## 方法

### 原版BSQの翻訳手順

原版BSQを的確な日本語に翻訳するために、以下の(a)～(e)の手順を踏んだ。(a)原著者の1人(Baker)から原版BSQを日本語に翻訳する許諾を得て、原版BSQ作成時の手順や分析等について説明を受けた。(b)英語を母国語とする米国人1名に相談しながら、原版BSQの各項目を英語から日本語に翻訳した。(c)日本語に翻訳した各項目の逆翻訳を翻訳会社(株)東京反訳に委託した。(d)原版BSQの各項目と逆翻訳後の各項目の英語表現について、内容が一致しているかどうか、前述の米国人に確認してもらった。(e)その結果、内容が概ね同等であることが確認されたため、翻訳に問題はないと判断し、原版BSQの翻訳手順を終了した。

### 調査方法と調査時期

インターネットリサーチ会社(株)マクロミルにオンライン調査を委託した。調査時期は2022年2月14日～16日であった。

### 調査協力者と分析対象者

調査協力者は、(a)18歳～29歳、(b)未婚、(c)子どもの頃に父母の離婚を経験した、(d)月1回以上の面会交流を行っていた人412名/面会交流を行っていなかった人412名(均等割付)、計824名であった。なお、調査協力者は(株)マクロミルのアンケートモニター登録者であり、調査に回答することで商品等に交換できる

ポイントを得ている。

本研究では、調査協力者824名のうち、15歳以下で父母が離婚した人(499名：男性137名、女性362名)を分析対象者とした。分析対象者の記述統計(性別、父母離婚時の年齢、回答時の年齢、居住地域、父母の離婚種別、父母のどちらが同居親だったか、祖父母同居の有無、面会交流の有無、面会交流の頻度、面会交流の宿泊の有無、養育費の有無、就労状況、個人年収)をTable 1に示した(面会交流の有無で群分けして、年齢についてはWelch検定、その他はカイ二乗検定を行った)。

### 倫理的配慮

本研究は、大正大学研究倫理委員会による研究倫理審査を受け、承認を得ている(承認番号：第21-30号)。オンライン調査の実施にあたっては、調査の概要、研究目的、匿名調査であること、回答の拒否や中断は可能であり、そのことによる不利益は一切生じないこと等を画面上の文章で説明し、研究の趣旨に同意した者だけが「同意」のボタンを押して回答ページに進めるように設定した。

### 調査項目

本研究の調査で使用した尺度は以下の通りである。

日本語に翻訳した「BSQ(Baker Strategy Questionnaire)」(Baker and Chambers, 2011；一部改変) 片親疎外行為を測定する20項目の尺度である(短縮版はそのうち7項目を抜き出して作成されている)。前述の手順で日本語に翻訳したBSQを使用した。「まったくなかった0点」「めったになかった1点」「ときどきあった2点」「よくあった3点」「とてもよくあった4点」の5段階評定で回答を求めた。なお、本研究では、同居親による片親疎外行為の測定に限定するため、各項目の主語を「同居親」に変更して使用した(原版BSQは同居親と別居親の双方について回答する形式になっている)。

Table 1  
分析対象者の記述統計（面会交流あり266名、面会交流なし233名、合計499名）

性別	男性	女性	合計	年齢	父母離婚時年齢	回答時年齢
面会交流あり	<i>n</i> 75	191	266	面会交流あり	<i>M</i> 10.37	24.23
	% 54.74	52.76	53.31		<i>SD</i> 2.88	3.26
面会交流なし	<i>n</i> 62	171	233	面会交流なし	<i>M</i> 10.32	23.74
	% 45.26	47.24	46.69		<i>SD</i> 2.98	2.98
合計	<i>n</i> 137	362	499	合計	<i>M</i> 10.34	24.00
	% 100	100	100		<i>SD</i> 2.93	3.14

列%,  $V=.018, \chi^2=0.157, df=1, p=.692, n.s.$

父母離婚時年齢:  $d=0.016, t=0.179, df=483, p=.858, n.s.$

回答時年齢:  $d=0.155, t=1.743, df=496, p=.082, n.s.$

居住地域	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
面会交流あり	<i>n</i> 15	13	107	35	50	18	6	22	266
	% 3.01	2.61	21.44	7.01	10.02	3.61	1.20	4.41	53.31
面会交流なし	<i>n</i> 7	9	92	40	45	14	7	19	233
	% 1.40	1.80	18.44	8.02	9.02	2.81	1.40	3.81	46.69
合計	<i>n</i> 22	22	199	75	95	32	13	41	499
	% 4.41	4.41	39.88	15.03	19.04	6.41	2.61	8.22	100

全体%,  $V=.089, \chi^2=3.995, df=7, p=.780, n.s.$

離婚種別	協議離婚	調停離婚	裁判離婚	不明	合計
面会交流あり	<i>n</i> 115	31	21	99	266
	% 23.05	6.21	4.21	19.84	53.31
面会交流なし	<i>n</i> 74	24	16	119	233
	% 14.83	4.81	3.21	23.85	46.69
合計	<i>n</i> 189	55	37	218	499
	% 37.88	11.02	7.41	43.69	100

全体%,  $V=.143, \chi^2=10.158, df=3, p=.017$

面会交流ありは協議離婚, 面会交流なしは不明, が有意に多い

同居種別	母親	父親	その他	合計
面会交流あり	<i>n</i> 214	50	2	266
	% 50.35	69.44	100	53.31
面会交流なし	<i>n</i> 211	22	0	233
	% 49.65	30.56	0.00	46.69
合計	<i>n</i> 425	72	2	499
	% 100	100	100	100

列%,  $V=.147, \chi^2=10.775, df=2, p=.005$

面会交流ありは父親が同居親, 面会交流なしは母親が同居親, が有意に多い

祖父母同居	同居あり	同居なし	合計
面会交流あり	<i>n</i> 115	151	266
	% 59.59	49.35	53.31
面会交流なし	<i>n</i> 78	155	233
	% 40.41	50.65	46.69
合計	<i>n</i> 193	306	499
	% 100	100	100

列%,  $V=.100, \chi^2=4.985, df=1, p=.026$

面会交流ありは祖父母の同居あり, 面会交流なしは祖父母の同居なし, が有意に多い

養育費	養育費あり	養育費なし	不明	合計
面会交流あり	<i>n</i> 145	63	58	266
	% 63.60	42.28	47.54	53.31
面会交流なし	<i>n</i> 83	86	64	233
	% 36.40	57.72	52.46	46.69
合計	<i>n</i> 228	149	122	499
	% 100	100	100	100

列%,  $V=.193, \chi^2=18.604, df=2, p<.001$

面会交流ありは養育費あり, 面会交流なしは養育費なし, が有意に多い

就労状況	学生	無職	正規雇用	非正規雇用	自営業・個人事業主	その他	合計
面会交流あり	<i>n</i> 60	15	143	45	3	0	266
	% 54.55	41.67	60.08	42.06	42.86	0	53.31
面会交流なし	<i>n</i> 50	21	95	62	4	1	233
	% 45.45	58.33	39.92	57.94	57.14	100	46.69
合計	<i>n</i> 110	36	238	107	7	1	499
	% 100	100	100	100	100	100	100

列%,  $V=.163, \chi^2=13.309, df=5, p=.021$

面会交流ありは正規雇用, 面会交流なしは非正規雇用, が有意に多い

個人年収	200万円未満	200~400万円未満	400~600万円未満	600万円以上	不明	合計
面会交流あり	<i>n</i> 98	80	29	5	57	266
	% 52.13	54.79	69.05	71.43	49.14	53.31
面会交流なし	<i>n</i> 90	66	13	2	59	233
	% 47.87	45.21	30.95	28.57	50.86	46.69
合計	<i>n</i> 188	146	42	7	116	499
	% 100	100	100	100	100	100

列%,  $V=.169, \chi^2=9.630, df=4, p=.047$

面会交流ありは「個人年収400~600万円未満」と「600万円以上」が有意に多い

面会交流の頻度	週1回以上	月2回程度	月1回以上	合計
面会交流あり	<i>n</i> 60	51	155	266
	% 22.56	19.17	58.28	100

行%

面会交流の宿泊	宿泊あり	宿泊なし	合計
面会交流あり	<i>n</i> 152	111	263
	% 57.79	42.21	100

行%, 3名無回答

「離婚後のゲートキーピング尺度」(直原・安藤, 2021; 一部改変) 「同居親が別居親の子どもへの関与を制限したり促進する行動」(ゲートキーピング)を測定する10項目2因子構造の尺度である。下位尺度は「面会交流の促進」と「面会交流の制限」であり、信頼性と妥当性が検証されている。「あてはまらない1点」「ややあてはまらない2点」「どちらともいえない3点」「ややあてはまる4点」「あてはまる5点」「該当しない」の6段階評定で回答を求め、「該当しない」は欠損値として処理した。なお、本研究では、子どもの頃に父母の離婚を経験した人に子どもの立場から回答してもらうため、すべての項目で主語を「同居親」に変更し、項目文章中の他方親を「別居親」, 「子ども」を「私」に変更して使用した(原版の尺度は両親が回答する形式になっている)。本研究における信頼性係数は、「面会交流の促進」が $\alpha = .87$ , 95%CI [.84, .89],  $\omega = .87$ , 「面会交流の制限」が $\alpha = .91$ , 95%CI [.89, .92],  $\omega = .91$ で、十分に高かった。

「子どもが認知した夫婦間葛藤尺度」の下位尺度「葛藤の激しさ」(山本・伊藤, 2012): 父母間葛藤の程度の深刻さを測定する10項目である。「そう思わない1点」「あまりそう思わない2点」「ややそう思う3点」「そう思う4点」の4段階評定で回答を求めた。本研究における信頼性係数は、 $\alpha = .94$ , 95%CI [.94, .95],  $\omega = .94$ で、非常に高かった。

上記の「離婚後のゲートキーピング尺度」と「葛藤の激しさ」は構成概念妥当性(収束的妥当性)の検証に用いた。片親疎外行為は父母間の激しい対立に端を発し、別居・離婚後に子どもと別居親の関係を妨害する行為として行われるとされていることから、BSQと「葛藤の激しさ」および「面会交流の制限」とは正の相関、「面会交流の促進」とは負の相関を示すことが予想される。

その他、同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響を検証するために、Big Fiveを測定する「TIPI-J」(日本語版 Ten Item

Personality Inventory; 小塩ら, 2012; 10項目7段階評定), 自尊感情を測定する「2項目自尊感情尺度」(TISE: Two-Item self-esteem scale; 箕浦・成田, 2013; 2項目5段階評定), 人生に対する満足感を測定する「人生に対する満足尺度」(SWLS: the satisfaction with life scale; 角野, 1994; 5項目7段階評定), 親和不全を測定する「青年期対象関係尺度」の下位尺度「親和不全」(井梅ら, 2006; 6項目6段階評定), 孤独感を測定する「孤独感尺度短縮版」(TIL: Three-item loneliness scale; Igarashi, 2019; 3項目3段階評定), 精神的苦痛を測定する「K6」(Kessler Psychological Distress Scale; Kessler et al., 2002; 6項目5段階評定), 複雑性悲嘆を測定する「複雑性悲嘆スクリーニング尺度」(BGQ: Brief Grief Questionnaire; Ito et al., 2012; 5項目3段階評定; 死別ではなく離別についての文章に一部改変), 精神的健康状態を測定する「WHO-5」(日本語版 WHO-5 精神的健康状態表; Awata et al., 2007; 5項目6段階評定)を使用した。

これらの尺度は、前述の Miralles et al. (2021) のシステマティック・レビューを参考に、片親疎外の子どもにみられる長期的な悪影響を検証するために調査に含めた。

## 結果

本研究の統計解析には、HAD 18\_002 (清水, 2016), JASP 0.17.1, SPSS Statistics 27 を使用した。

### BSQ 各項目の回答割合

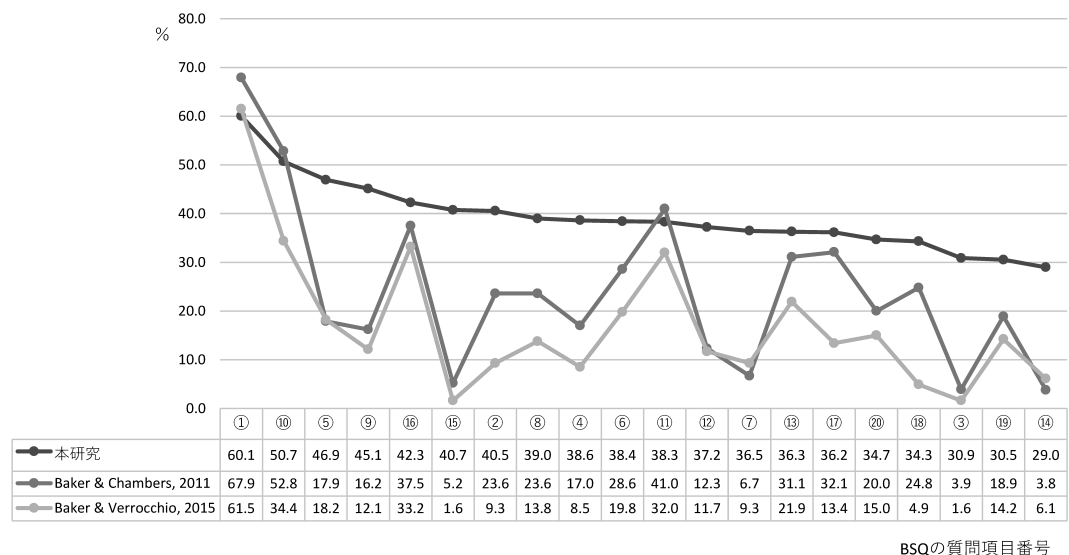
原版 BSQ を作成した Baker & Chambers (2011) と同様に、分析対象者が回答した同居親による片親疎外行為の割合を明らかにするため、BSQ 各項目の回答割合を算出した (Table 2)。片親疎外行為について「まったくなかった」以外の回答割合を合計し、値の大

Table 2  
BSQ各項目の回答割合 (%)

項目内容	まったくなかった	めったになかった	ときどきあった	よくあった	とてもよくあった	まったくなかった 以外の合計
①別居親について否定的に発言した	39.95	20.87	21.63	10.43	7.12	60.05
⑩父母間の争いについて打ち明け話をした	49.31	16.20	18.52	8.33	7.64	50.69
⑤別居親の話題や写真に対して不快感を示した	53.08	15.17	14.69	10.43	6.64	46.92
⑨別居親の危険性を示唆した	54.88	14.42	14.88	7.44	8.37	45.12
⑬同居親の承認を得ることを強要した	57.73	12.08	14.49	10.14	5.56	42.27
⑮新しい配偶者をママ・パパと呼ばせた	59.26	10.83	13.96	10.54	5.41	40.74
②別居親との交流を制限した	59.46	18.92	14.25	4.42	2.95	40.54
⑧別居親を拒絶し同居親を選ぶ状況を作り出した	61.02	14.04	12.11	7.51	5.33	38.98
④別居親との連絡を妨害した	61.39	13.91	11.51	9.35	3.84	38.61
⑥別居親について肯定的に発言すると愛情を撤去した	61.59	14.73	12.32	8.94	2.42	38.41
⑪同居親に好意を示さなければならぬ状況を作り出した	61.70	15.60	11.11	7.80	3.78	38.30
⑫別居親に関するスパイ行為を強要した	62.78	13.67	11.85	5.92	5.69	37.22
⑦別居親から愛されていないと示唆した	63.53	14.35	12.47	4.94	4.71	36.47
⑬別居親に秘密にすることを強要した	63.70	12.18	11.24	7.03	5.85	36.30
⑰別居親のルールや権威を軽視させた	63.85	11.74	12.44	8.69	3.29	36.15
⑳別居親と対立させようとした	65.33	14.86	9.67	5.66	4.48	34.67
⑱別居親の親族と交流することを困難にした	65.69	15.57	10.22	4.87	3.65	34.31
③別居親からの連絡を隠した	69.14	14.81	7.41	5.68	2.96	30.86
⑲別居親に対する怒りを煽った	69.47	11.06	9.13	6.49	3.85	30.53
⑭別居親の呼び捨てを強要した	71.03	7.24	11.21	6.31	4.21	28.97

注) 丸数字は原版BSQの項目の並び順である。右端の列は「まったくなかった」以外の回答割合の合計である。

Figure 1  
片親疎外行為ありの回答割合の比較



きい順に並べると、①別居親について否定的に発言した 60.05%、⑩父母間の争いについて打ち明け話をした 50.69%、⑤別居親の話題や写真に対して不快感を示した 46.92%、⑨別居親の危険性を示唆した 45.12%、⑬同居親の承認を得ることを強要した 42.27%、⑮新しい配偶

者をママ・パパと呼ばせた 40.74%、②別居親との交流を制限した 40.54%、⑧別居親を拒絶し同居親を選ぶ状況を作り出した 38.98%、④別居親との連絡を妨害した 38.61%、⑥別居親について肯定的に発言すると愛情を撤去した 38.41%、⑪同居親に好意を示さなければなら



ない状況を作り出した 38.30%，⑫別居親に関するスパイ行為を強要した 37.22%，⑦別居親から愛されていないと示唆した 36.47%，⑬別居親に秘密にすることを強要した 36.30%，⑰別居親のルールや権威を軽視させた 36.15%，⑳別居親と対立させようとした 34.67%，⑱別居親の親族と交流することを困難にした 34.31%，③別居親からの連絡を隠した 30.86%，⑲別居親に対する怒りを煽った 30.53%，⑭別居親の呼び捨てを強要した 28.97%，であった。

なお、本研究における片親疎外行為ありの回答割合（「まったくなかった」以外の回答割合の合計）と、Baker & Chambers (2011) および Baker & Verrocchio (2015) の調査における片親疎外行為ありの回答割合を Figure 1 に示した (Baker & Chambers と Baker & Verrocchio は小数点以下第一位までの記載であったため、Figure 1 では本研究の結果も小数点以下第二位を四捨五入して小数点以下第一位までの記載にそろえた)。片親疎外ありの回答割合は、本研究では 60%台が 1 項目、50%台が 1 項目、40%台が 5 項目、30%台が 12 項目、20%台が 1 項目であった。Baker & Chambers (2011) では 60%台が 1 項目、50%台が 1 項目、40%台が 1 項目、30%台が 3 項目、20%台が 5 項目、10%台が 5 項目、0～10%が 4 項目であり、Baker & Verrocchio (2015) では 60%台が 1 項目、50%台は 0 項目、40%台も 0 項目、30%台が 3 項目、20%台が 1 項目、10%台が 8 項目、0～10%が 7 項目であった。

**内的整合性**

日本語に翻訳した BSQ の内的整合性を検証するため、BSQ 20 項目全体の  $\alpha$  係数と各項目削除後の 19 項目の  $\alpha$  係数を算出した。その結果、全体の  $\alpha$  係数は .97 [.96, .97] と非常に高く、また全体の信頼性を低下させている項目はなかった。

**因子分析**

日本語に翻訳した BSQ の 20 項目について、最尤法・Promax 回転による探索的因子分析を行った (Table 3)。相関行列の固有値は 12.391, 0.800, 0.701, …であり、1 因子が示唆された (Kaiser-Guttman 基準による固有値 1 以上)。寄与率は 61.96%であった。また、MAP (Minimum Average Partial correlation: 最小平均偏相関) の値は .0182, .0196, .0225, …であり、同じく 1 因子が示唆された (1 因子を仮定したときに最小値)。そこで、抽出する因子数として、Kaiser-Guttman 基準と MAP が示唆する 1 因子で固定し、因子負荷量を算出した。その際、因子負荷量の基準は .40 に設定したが、因子負荷量が .40 未満になった項目はなかった。前述の通り、20 項目の内的整合性を検証するために信頼性係数を算出した結果、 $\alpha = .97$  [.96, .97],  $\omega = .97$  と非常に高かった。さらに、モデル適合度を推定するために、構造方程式モデリングによる確認的因子分析 (最尤法) を行った。その結果、適合度指標は CFI = .897, RMSEA = .103, SRMR = .044, GFI = .793, AGFI

Table 3  
日本語版BSQ (20項目) の因子負荷量と信頼性係数

項目	因子1
因子 1 : $\alpha = .966$ [.960, .972], $\omega = .967$	
⑫別居親のルールや権威を軽視させた	.883
⑬別居親に秘密にすることを強要した	.858
⑭別居親の呼び捨てを強要した	.843
⑯同居親の承認を得ることを強要した	.842
⑧別居親を拒絶し同居親を選ぶ状況を作り出した	.837
⑮新しい配偶者をママ・パパと呼ばせた	.827
⑲別居親に対する怒りを煽った	.814
⑫別居親に関するスパイ行為を強要した	.801
⑥別居親について肯定的に発言すると愛情を撤去した	.800
⑳別居親と対立させようとした	.796
⑱別居親の親族と交流することを困難にした	.796
⑨別居親の危険性を示唆した	.780
⑪同居親に好意を示さなければならない状況を作り出した	.769
③別居親からの連絡を隠した	.756
⑦別居親から愛されていないと示唆した	.755
⑤別居親の話題や写真に対して不快感を示した	.741
④別居親との連絡を妨害した	.741
②別居親との交流を制限した	.724
①別居親について否定的に発言した	.587
⑩父母間の争いについて打ち明け話をした	.414

= .744であり、あまり良好な水準とはいえなかった。情報量基準は AIC = 673.291, BIC = 744.427 であった。

そこで、日本語に翻訳した BSQ の 20 項目から BSQ 短縮版の 7 項目①④⑥⑩⑬⑰⑳ (Baker and Brassard, 2013) を抜き出し、最尤法・Promax 回転による探索的因子分析を行った (Table 4)。相関行列の固有値は 4.198, 0.813, 0.584, …であり、1 因子が示唆された。寄与率は 59.97% であった。また、MAP の値は .0351, .0867, .1711, …であり、同じく 1 因子が示唆された。そこで抽出する因子数として、Kaiser-Guttman 基準と MAP が示唆する 1 因子で固定し、因子負荷量を算出した。その際、因子負荷量の基準は .40 に設定したが、因子負荷量が .40 未満になった項目はなかった。7 項目の内的整合性を検証するために信頼性係数を算出した結果、 $\alpha = .88$  [.86, .90],  $\omega = .89$  で十分に高かった。さらに、モデル適合度を推定するために、構造方程式モデリングによる確認的因子分析 (最尤法) を行った。その結果、適合度指標は CFI = .984, RMSEA = .064, SRMR = .028, GFI = .973, AGFI = .947 であり、適合度が非常に良好な水準であることが確認された。また、情報量基準は AIC = 47.634, BIC = 74.518 であった。

Table 4  
日本語版BSQ\_短縮版(7項目)の因子負荷量と信頼性係数

項目	因子 1
因子 1 : $\alpha = .881$ [.861, .899], $\omega = .885$	
⑰別居親のルールや権威を軽視させた	.847
⑬別居親に秘密にすることを強要した	.821
⑳別居親と対立させようとした	.805
⑥別居親について肯定的に発言すると愛情を撤去した	.787
④別居親との連絡を妨害した	.740
①別居親について否定的に発言した	.627
⑩父母間の争いについて打ち明け話をした	.429

Table 5  
相関係数 (n = 499)

BSQ (7項目)	BSQ (20項目)		面会交流の促進		面会交流の制限		葛藤の激しさ	
	rs							
	.961	***	-.151	**	.625	***	.377	***
95%CI	[.950, .969]		[-.262, -.036]		[.551, .688]		[.283, .464]	

\*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$

よって、適合度指標と情報量基準に基づき、日本語版 BSQ は短縮版の 7 項目 1 因子構造を採用し、尺度得点は 7 項目の評定点合計とした ( $M = 5.96$ ,  $SD = 6.34$ )。

### 構成概念妥当性の検証

構成概念妥当性 (収束的妥当性) を検証するために、「日本語版 BSQ 短縮版 (7 項目)」(以下、「日本語版 BSQ-7」と記載)、「日本語版 BSQ (20 項目)」(以下、「日本語版 BSQ-20」と記載)、「離婚後のゲートキーピング尺度」の下位尺度「面会交流の促進」および「面会交流の制限」、「子どもが認知した夫婦間葛藤尺度」の下位尺度「葛藤の激しさ」の各尺度得点 (評定点の合計) を算出し、Spearman の順位相関係数を算出した (Table 5)。その結果、「日本語版 BSQ-7」は、「日本語版 BSQ-20」と非常に大きな正の相関 ( $r_s = .96$ , 95%CI [.95, .97],  $p < .001$ )、「面会交流の促進」と小さな負の相関 ( $r_s = -.15$ , 95%CI [-.26, -.04],  $p < .01$ )、「面会交流の制限」と大きな正の相関 ( $r_s = .63$ , 95%CI [.55, .69],  $p < .001$ )、「葛藤の激しさ」と中程度の正の相関 ( $r_s = .38$ , 95%CI [.28, .46],  $p < .001$ ) を示した (効果量の目安は水本・竹内 (2008) を参考にした)。

### 同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響

同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響を検証するために、「日本語版 BSQ-7」の尺度得点「0 点群」(片親疎外行為「なし」群=片親疎外行為は「まったくなかった」と回答した群, 95 名, 全体の 27.62%) と「10 点以上群」(片親疎外行為「高得点」群=尺度得

Table 6  
Welch検定結果

	BSQ-7_0点群 (n = 95)		BSQ-7_10点以上群 (n = 95)		t	df	p	d [95%CI]
	M	M						
	[95%CI] SD	[95%CI] SD						
<b>TIPI-J (ビッグファイブ)</b>								
外向性	7.16 [6.47, 7.85]	7.15 [6.66, 7.63]	0.03	169	.980		0.00 [-0.28, 0.29]	
協調性	3.41 10.16 [9.64, 10.67]	2.41 8.97 [8.52, 9.42]	3.42	185	.000	***	0.50 [0.21, 0.78]	
勤勉性	2.54 7.01 [6.47, 7.55]	2.24 7.41 [6.93, 7.89]	-1.09	185	.278		0.16 [0.13, 0.44]	
神経症傾向	2.67 9.00 [8.43, 9.57]	2.39 8.60 [8.14, 9.06]	1.08	179	.284		0.16 [-0.13, 0.44]	
開放性	2.83 7.33 [6.84, 7.81]	2.27 7.76 [7.32, 8.20]	-1.3	186	.197		0.19 [-0.47, 0.10]	
TISE (自尊感情)	2.40 5.88 [5.40, 6.37]	2.18 5.72 [5.34, 6.09]	0.54	177	.591		0.08 [-0.21, 0.36]	
SWLS (人生に対する満足)	2.41 16.90 [15.35, 18.44]	1.86 16.27 [15.06, 17.49]	0.62	178	.534		0.09 [-0.19, 0.37]	
親和不全	7.62 3.27 [3.00, 3.54]	6.02 3.48 [3.26, 3.69]	-1.17	177	.245		0.17 [-0.45, 0.12]	
TIL (孤独感)	1.35 5.16 [4.77, 5.55]	1.05 5.93 [5.59, 6.26]	-2.96	184	.004	**	0.43 [0.14, 0.71]	
K6 (精神的苦痛)	1.92 7.07 [5.65, 8.51]	1.65 11.11 [9.99, 12.22]	-4.37	177	.000	***	0.63 [-0.92, -0.34]	
BGQ (複雑性悲嘆)	7.11 2.07 [1.69, 2.46]	5.53 4.47 [3.98, 4.97]	-7.59	177	.000	***	1.10 [-1.40, -0.79]	
WHO-5 (精神的健康状態)	1.89 12.85 [11.38, 14.33]	2.44 11.04 [9.97, 12.12]	1.96	172	.052	†	0.28 [-0.002, 0.568]	

† p < .10, \*\* p < .01, \*\*\* p < .001

点上位 27.62%, 95 名) とのあいだで、「TIPI-J (ビッグファイブ)」「TISE (自尊感情)」「SWLS (人生に対する満足感)」「親和不全)」「TIL (孤独感)」「K6 (精神的苦痛)」「BGQ (複雑性悲嘆)」「WHO-5 (精神的健康状態)」の各尺度得点の平均の比較 (Welch 検定) を行った (Table 6)。

その結果、「TIPI-J (ビッグファイブ)」の「協調性」については、「BSQ-7\_0点群」よりも「BSQ-7\_10点以上群」の得点の方が有意に低く、効果量は中程度であった ( $t = 3.42$ ,  $df = 185$ ,  $p < .001$ ,  $d = 0.50$ , 95% CI [0.21, 0.78])。したがって、同居親による片親疎外行為「高得点」群は、「TIPI-J (ビッグファイブ)」の「協調性」得点が低いといえる。

「TIL (孤独感)」については、「BSQ-7\_0点群」よりも「BSQ-7\_10点以上群」の得点の方が有意に高く、効果量は中程度であった ( $t = -2.96$ ,  $df = 184$ ,  $p = .004$ ,  $d = 0.43$ , 95% CI [0.14, 0.71])。したがって、同居親による片親疎外行為「高得点」群は、「TIL (孤独感)」得点が高いといえる。

「K6 (精神的苦痛)」については、「BSQ-7\_0点群」よりも「BSQ-7\_10点以上群」の得点の方が有意に高く、効果量は中～大であった ( $t = -4.37$ ,  $df = 177$ ,  $p < .001$ ,  $d = 0.63$ , 95% CI [-0.92, -0.34])。したがって、同居親による片親疎外行為「高得点」群は、「K6 (精神的苦痛)」得点が高いといえる。

「BGQ (複雑性悲嘆)」については、「BSQ-7\_0点群」よりも「BSQ-7\_10点以上群」の得点の方が有意に高く、効果量は非常に大きかった ( $t = -7.59$ ,  $df = 177$ ,  $p < .001$ ,  $d = 1.10$ , 95% CI [-1.40, -0.79])。したがって、同居親による片親疎外行為「高得点」群は、「BGQ (複雑性悲嘆)」得点が高いといえる。

「WHO-5 (精神的健康状態)」については、「BSQ-7\_0点群」よりも「BSQ-7\_10点以上群」の得点の方が有意に低い傾向があった ( $t = 1.96$ ,  $df = 172$ ,  $p < .10$ )。しかし、「BSQ-7\_0点群」と「BSQ-7\_10点以上群」の得点平均の95%信頼区間が重なっており ([11.38, 14.33] と [9.97, 12.12])、効果量も0をまたいでいるため ( $d = 0.28$ , 95% CI [-0.002, 0.568])、この結果については今後の検証が必要である。

なお、両群の比較において、その他の尺度得点に有意差はなかった。

## 考察

本研究では、原版 BSQ を日本語に翻訳し、日本語版の因子構造、信頼性、妥当性について検討を行った。その結果、日本語版 BSQ は、原版 BSQ の 20 項目版ではなく、適合度指標と情報量基準に基づき、7 項目の短縮版を採用することが適切と判断された。「日本語版 BSQ-7」は 1 因子構造であり、同居親による片

親疎外行為の多様な側面を測定する尺度ではなく、全般的な片親疎外行為の程度を測定する尺度といえる。モデル適合度は非常に良好な水準であり、内的整合性も十分に高かった。

構成概念妥当性 (収束的妥当性) については、「離婚後のゲートキーピング尺度」の下位尺度「面会交流の促進」と小さな負の相関、「面会交流の制限」と大きな正の相関、「子どもが認知した夫婦間葛藤尺度」の下位尺度「葛藤の激しさ」と中程度の正の相関が確認された。したがって、「日本語版 BSQ-7」は、一定の構成概念妥当性 (収束的妥当性) が認められたといえる。

本研究において、「日本語版 BSQ-7」の「10点以上群」(片親疎外行為「高得点」群)は、「0点群」(片親疎外行為「なし」群)と比較して、ビッグファイブ (TIPI-J) の協調性得点が低く、孤独感得点 (TIL)、精神的苦痛得点 (K6)、複雑性悲嘆得点 (BGQ) が高かった。つまり、同居親による片親疎外行為は、子どもの協調性の低下や孤独感と関連しており、精神的な苦痛や悲嘆を深めていることが明らかになった。一方で、ビッグファイブのその他の性格特性や、自尊感情、人生に対する満足感、親和不全とは関連していなかった。この結果は、片親疎外の子どものみられる長期的な悪影響として、自己肯定感や自己効力感の低さ、人生に対する満足感の低さ、親和不全の高さを報告した Miralles et al. (2021) の結果と異なっており、この相違については今後の研究が待たれる。Baker & Chambers (2011) も本研究の結果と同じように、同居親による片親疎外行為の経験と子どもの自己肯定感には関連がなかったことを報告しており、同居親による片親疎外行為は子どもの自己肯定感に影響しない可能性もある。青木 (2011) は、父母の離婚を経験した子どもが面会交流を行っていない場合、自己肯定感が低く、親和不全が高いことを明らかにしているが、本研究の結果を踏まえると、父母の離婚や面会交流が子どもに与える影響と、同居親による片親疎外行為が子どもに与える影響には、質の相違があると考えられる。今後の研

究でその違いを明確にする必要があるだろう。

なお、BSQにおける片親疎外行為ありの回答割合（「まったくなかった」以外の回答割合の合計）について、今回の調査結果を Baker & Chambers (2011) や Baker & Verrocchio (2015) の調査結果と比較すると、ほぼすべての項目において本研究の回答割合の方が高くなっていた (Figure 1)。本研究では、片親疎外行為ありの平均は 39.3% (最小 29.0%, 最大 60.1%) で、17 項目が 30 ~ 50% の範囲でほぼ横並びとなっていた。これはさまざまな片親疎外行為が 30 ~ 50% という高い割合で行われたことを意味するため、きわめて憂慮される。Baker & Chambers と Baker & Verrocchio の調査結果における片親疎外行為ありの回答割合は項目によってばらつきがあり、その凹凸は二つの研究でとてもよく似ているように見えることから、今回の調査結果がわが国特有の傾向を示しているのか今後の研究で検討する必要があるだろう。

また、分析対象者の記述統計において、いくつかの興味深い結果が得られた。第一に、面会交流ありは協議離婚、面会交流なしは離婚種別不明、が有意に多かった。これは協議離婚の方が面会交流は実施されやすいことを示している。また、離婚種別不明は、両親の離婚について説明を受けていないということであり、説明されないほど小さい頃に両親が離婚したか、あるいは、子どもが離婚や面会交流について説明を受けず、まったく蚊帳の外に置かれていたことを意味していると思われる。そのような場合にも面会交流は困難になっていると推察される。離婚や面会交流をどのように子どもに伝えるかを検討する必要があると思われる。第二に、面会交流ありは父親が同居親、面会交流なしは母親が同居親、が有意に多かった。母親が同居親の場合に面会交流なしが多い理由については、ジェンダー問題として捉える視点も含めて、今後の研究課題といえる。第三に、面会交流ありは祖父母の同居あり、面会交流なしは祖父母の同居なし、が有意に多かった。福丸 (2023, 6

章) は、離婚を経験した親子を支援する際に、わが国では「祖父母を含む三世代の関係」を重視すべきであることを指摘しているが、祖父母の同居が面会交流を促進する要因になっている可能性について、今後の研究で検証する必要がある。第四に、面会交流ありは養育費あり、面会交流なしは養育費なし、が有意に多かった。以前から多くの研究者によって指摘されているように、面会交流の実施と養育費の授受は関連していることがわかる。第五に、面会交流ありは正規雇用、面会交流なしは非正規雇用、が有意に多かった。また、面会交流ありは「個人年収 400 ~ 600 万円未満」と「600 万円以上」が有意に多かった。これは面会交流の実施がその後の就職や高収入と関連していることを示しており、非常に注目すべき結果である。今後の研究で、面会交流の実施がその後の就職や高収入と関連している背景を検討する必要がある。第六に、今回の調査結果では、面会交流の頻度は月 1 回以上が約 6 割であり、月 2 回程度が約 2 割、週 1 回以上が約 2 割であった。面会交流は頻度だけでなく、交流時間や内容も重要ではあるが、面会交流と養育費の分担を取り決めることを定めた民法の一部改正 (2012 年 4 月 1 日施行) 以降、この十年で面会交流の頻度がやや増えてきたような印象がある。さらに、面会交流の宿泊ありも約 6 割であった。面会交流の頻度や宿泊の有無について、今後も注視する必要があるだろう。

本研究の限界は、第一に、インターネット調査会社のアンケートモニターに対するオンライン調査だったことである。この点については、アンケートモニターに対するオンライン調査の欠点を踏まえ、本研究の結果を安易に一般化することには慎重であるべきと考える。第二に、日本語版 BSQ-7 の再検査信頼性を確認していないことがあげられる。本研究で作成した日本語版 BSQ-7 の信頼性と妥当性については、今後の研究でより詳細に確認する必要がある。第三に、本研究は縦断的研究ではなく、子どもの頃を想起してもらった回顧的調査であった。今



後、子どもが別居親との交流を拒絶するケースについて、長期間にわたり追跡調査を行うことが望ましい。

### 利益相反

本論文に関して、開示すべき利益相反事項はない。

### 付記

本研究は、JSPS 科研費 21K02389（研究代表者：大正大学 青木聡）から研究助成を受けた。

### 注釈

**注1：**日本では、子どもが一方の親（主に同居親）の影響を受けて、もう一方の親（主に別居親）との交流を拒絶する状況それ自体を指して片親疎外という場合が多いが、本稿では、学術的な定義に基づき、片親疎外を子どもの心理状態という意味で用いる。

**注2：**片親疎外の8つの症状は、「一連の誹謗中傷 (the campaign of denigration)」「説得力や根拠のない馬鹿げた合理化を伴う非難 (weak, frivolous, or absurd rationalizations for the deprecation)」「両面感情の欠如 (lack of ambivalence)」「“自分独自の考え”という主張 (the “independent-thinker” phenomenon)」「両親の対立において疎外している親を反射的に支持すること (reflexive support of the alienating parent in the parental conflict)」「疎外されている親に対する残酷さや搾取についての罪悪感の欠如 (absence of guilt over cruelty to and / or exploitation of the alienated parent)」「借り物のシナリオ (the presence of borrowed scenarios)」「疎外されている親の友人や親戚に対しても敵意が広がること (spread of the animosity to the

friends and / or extended family of the alienated parent)」である (Gardner, 2002, p. 97)。

**注3：**「片親疎外行為 (Parental Alienating Behaviors: PAB)」とは、一方の親（主に同居親）が子どもともう一方の親（主に別居親）との関係や信頼を妨害するために用いる行為のことである。「片親疎外行為」はDVないし児童虐待の一種とする見解もある (Fidler et al., 2013)。

**注4：**「親子交流の問題 (Parent-Child Contact Problem: PCCP)」(Fidler & Bala, 2010)とは、両親の別居・離婚後の家族関係における問題行動や否定的態度を特定するために使われる包括的な用語である。「抵抗／拒絶のダイナミクス (Resist / Refuse Dynamics: RRD)」(Walters & Friedlander, 2016)も同様。近年、AFCC (Association of Family and Conciliation Courts: 米国家庭裁判所・調停裁判所協会)の学会誌『Family Court Review』では、賛否論争が尽きない「片親疎外」という用語の使用を回避し、より包括的な用語であるPCCPやRRDと言い換える論文が増えている (Fidler & Bala, 2020)。

**注5：**「親によるゲートキーピング (parental gatekeeping)」とは、「一方の親の態度や行動が、もう一方の親と子どもの関係性における関わり方や質に（肯定的な意味でも否定的な意味でも）与える影響のこと」と定義されている (Austin et al., 2013 a, p. 2)。

**注6：**Baker & Darnall (2006)は、片親疎外行為として、①悪口を言う、②交流を制限する、③コミュニケーションを妨害する、④象徴的なコミュニケーション（写真・手紙・贈り物等）を妨害する、⑤情報を知らせない、⑥感情を操作する、⑦不健全な同盟を築く、⑧その他、をあげている。また、Baker (2007)は、①他

方親との交流を制限する, ②子どもと他方親のコミュニケーションを妨害する, ③他方親についての話題や写真を制限する, ④子どもが他方親に肯定的な感情を示したら愛情を撤去する, あるいは, 怒りを示す, ⑤「他方親はあなたを愛していない」と子どもに言う, ⑥父母のどちらかを選ぶことを強要する, ⑦他方親が危険であるという印象を作り上げる, ⑧他方親を拒絶することを強要する, ⑨他方親に関するスパイ行為を強要する, ⑩他方親には秘密にすることを強要する, ⑪他方親の呼び捨てを強要する, ⑫継親を「ママ」や「パパ」と呼び, 子どもにも同じように呼ばせる, ⑬他方親に医療, 生活, 学業の情報を知らせない, ⑭他方親の名前を医療, 生活, 学業の記録から抹消する, ⑮他方親との関係を取り去るために子どもの名前を変える, ⑯自分に依存させる, ⑰他方親を誹謗中傷する, を片親疎外行為としている。BSQ はこれらの項目を参考にして作成された。こうした片親疎外行為によって, 「子どもと標的にされた親のあいだに心理的距離が生じ, やがてその関係は対立に満ちたものとなり, 次第に存在しなくなる」(Baker & Chambers, 2011)。

## 資料

【日本語版 BSQ-7 の質問項目】

- ①同居親は, 別居親の否定的な性質についての嘘をでっちあげたり, 話を誇張したりしたが, 肯定的なことはほとんど言わなかった。
- ④同居親は, 私と別居親が互いに連絡したり, コミュニケーションをとることを難しくした。
- ⑥同居親は, 私が別居親に対する愛情を示したり, 肯定的なことを話したりすると, 怒ったり, 冷たくしたり, 突き放したりした。
- ⑩同居親は, 本来ならば話すべきではない「大人の事情」(夫婦間の問題や金銭的な争いなど)を私に打ち明けた。それによって私は, 同居親

を守らなければならない気持ちになったり, 別居親に腹を立てたりした。

- ⑬同居親は私に, 別居親に知らせるべきこと(今後の予定, 私の行く先など)について, 秘密にするように求めた。
- ⑰同居親は, 私が別居親のルール, 価値観, 権威を無視/軽視するように促した。
- ⑳同居親は, 私と別居親を対立させようとした。

## 文献

- American Psychiatric Association (2022). *Diagnostic and statistical manual of mental disorders (5<sup>th</sup> ed., text revision)*. American Psychiatric Association Publication. [日本精神神経学会 監修(2023). DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル. 医学書院]
- 青木 聡(2011). 面会交流の有無と自己肯定感/親和不全の関連について. 大正大学カウンセリング研究所紀要, 34, 5-14.
- Austin, W. G., Fieldstone, L. M., & Kline Pruett, M. (2013 a). Bench book for assessing gatekeeping in parenting disputes: Understanding the dynamics of gate-closing and opening for the best interests of children. *Journal of Child Custody: Research, Issues, and Practice*, 10 (1), 1-16. <https://doi.org/10.1080/15379418.2013.778693>
- Austin, W. G., Pruett, M. K., Kirkpatrick, H. D., Flens, J. R., & Gould, J. W. (2013 b). Parental gatekeeping and child custody/child access evaluation: Part I: Conceptual framework, research, and application. *Family Court Review*, 51(3), 485-501. <https://doi.org/10.1111.fcrc.12045>
- Awata S., Bech P., Yoshida S., Hirai M., Suzuki S., Yamashita M., Ohara A., Hinokio Y., Matsuoka H., & Oka Y.

- (2007). Reliability and validity of the Japanese version of the World Health Organization-Five Well-Being Index in the context of detecting depression in diabetic patients. *Psychiatry and Clinical Neurosciences*, 61(1), 112-119. <https://doi.org/10.1111/j.1440-1819.2007.01619.x>
- Baker, A. J. L. (2007). *Adult children of parental alienation syndrome: Breaking the ties that bind*. Norton.
- Baker, A. J. L., & Ben-Ami, N. (2011). To turn a child against a parent is to turn a child against himself: The Direct and Indirect Effects of Exposure to Parental Alienation Strategies on Self-Esteem and Well-Being. *Journal of Divorce and Remarriage*, 52(7), 472-489. <https://doi.org/10.1080/10502556.2011.609424>
- Baker, A. J. L., & Brassard, M. R. (2013). Adolescents Caught in Parental Loyalty Conflicts. *Journal of Divorce and Remarriage*, 54(5), 393-413. <https://doi.org/10.1080/10502556.2013.800398>
- Baker, A. J. L., & Chambers, J. (2011). Adult recall of childhood exposure to parental conflict: Unpacking the black box of parental alienation. *Journal of Divorce & Remarriage*, 52(1), 55-76. <https://doi.org/10.1080/10502556.2011.534396>
- Baker, A. J. L., & Darnall, D. (2006). Behaviors and Strategies Employed in Parental Alienation. *Journal of Divorce & Remarriage*, 45(1-2), 97-124. [https://doi.org/10.1300/J087v45n01\\_06](https://doi.org/10.1300/J087v45n01_06)
- Baker, A. J. L. & Eichler, A. (2014). College Student Childhood Exposure to Parental Loyalty Conflicts. *Families in Society*, 95(1), 59-66. <https://doi.org/10.1606/1044-3894.2014.95.9>
- Baker, A. J. L., & Verrocchio, M. C. (2013). Italian College Student Childhood Exposure to Parental Alienation: Correlates with Well-Being. *Journal of Divorce and Remarriage*, 54(8), 609-628. <https://doi.org/10.1080/10502556.2013.837714>
- Baker, A. J. L. & Verrocchio, M. C. (2015). Parental Bonding and Parental Alienation as Correlates of Psychological Maltreatment in Adults in Intact and Non-Intact Families. *Journal of Child and Family Studies*, 24(10), 3047-3057. <https://doi.org/10.1007/s10826-014-0108-0>
- Ben-Ami, N., & Baker, A. J. L. (2012). The Long-term Correlates of Childhood Exposure to Parental Alienation on Adult Self-Sufficiency and Well-Being. *American Journal of Family Therapy*, 40(2), 169-183. <https://doi.org/10.1080/01926187.2011.601206>
- Bernet, W. (2020). Introduction to parental alienation. In D. Lorandos & W. Bernet (Eds.), *Parental Alienation -Science and Law* - (pp. 5-43). Charles C Thomas.
- Bernet, W., Baker, A. J. L., & Verrocchio, M. C. (2015). Symptom Checklist-90-Revised Scores in Adult Children Exposed to Alienating Behaviors: An Italian Sample. *Journal of Forensic Sciences*. 60(2), 357-362. <https://doi.org/10.1111/1556-4029.12681>.
- Bernet, W., Wamboldt, M. Z., & Narrow, W. E. (2016). Child affected by parental relationship distress. *Journal of American Academy of Child and Adolescent Psychiatry*, 55(7), 571-579. <https://doi.org/10.1016/j.jaac.2016.04.018>
- Bowen, M. (1978). *Family therapy in clinical practice*. Jason Aronson.
- Braver, S. L., Coatsworth, D., & Peralta, K. (2007). *Alienating behavior within*

- divorced and intact families: Matched parents' and now-young-adult children's reports*. Presented at Association of Family and Conciliation Courts.
- Fidler, B. J., & Bala, N. (2010). Children resisting postseparation contact with a parent: Concepts, controversies, and conundrums. *Family Court Review*, 48(1), 10-47. <https://doi.org/10.1111/j.1744-1617.2009.01287.x>
- Fidler, B. J., & Bala, N. (2020). Concepts, controversies and conundrums of "alienation:" Lessons learned in a decade and reflections on challenges ahead. *Family Court Review*, 58(2), 576-603. <https://doi.org/10.1111/fcre.12488>
- Fidler, B. J., Bala, N., & Saini, M. A. (2013). Children Who Resist Postseparation Parental Contact – *A Differential Approach for Legal and Mental Health Professionals* –. Oxford University Press.
- Friedlander, S., & Walters, M. G. (2010). When a child rejects a parent: Tailoring the intervention to fit the problem. *Family Court Review*, 48(1), 98-111. <https://doi.org/10.1111.j.1744-1617.2009.01291.x>
- 福丸由佳 編(2023). 離婚を経験する親子を支える心理教育プログラム FAIT. 新曜社.
- Garber, B. (2011). Parental Alienation and the Dynamics of the Enmeshed Parent-Child dyad: Adultification, Parentification, and Infantilization. *Family Court Review*, 49(2), 322-335. <https://doi.org/10.1111/j.1744-1617.2011.01374.x>
- Gardner, R. A. (1985). Recent trends in divorce and custody litigation. *The Academy Forum*, 29(2), 3-7.
- Gardner, R. A. (2002). Parental Alienation Syndrome vs. Parental Alienation: Which Diagnosis Should Evaluators use in Child-Custody Disputes? *The American Journal of Family Therapy*, 30, 93-115.
- Gardner, R. A. (2003). Does DSM-IV have equivalents for the parental alienation syndrome (PAS) diagnosis? *The American Journal of Family Therapy*, 31(1), 1-21. <https://doi.org/10.1080/01926180301132>
- Haley, J. (1977). Toward a Theory of Pathological Systems. In P. Watzlawick & J. H. Weakland (Eds.), *The Interactional View: Studies at the Mental Research Institute, Palo Alto, 1965-1974* (pp. 31-48). W. W. Norton & Company.
- Hands, A. J. & Warshak, R. A. (2011). Parental Alienation among College Students. *The American Journal of Family Therapy*, 39, 431-443. <https://doi.org/10.1080/01926187.2011.575336>
- Harman, J. J., Kruk, E., & Hines D. A. (2018). Parental alienating behaviors: An unacknowledged form of family violence. *Psychological Bulletin*, 144(12), 1275-1299. <https://doi.org/10.1037/bul0000175>
- Igarashi T. (2019). Development of the Japanese version of the three-item loneliness scale. *BMC Psychology*, 7(1), 20. <https://doi.org/10.1186/s40359-019-0285-0>
- Ito, M., Nakajima, S., Fujisawa, D., Miyashita, M., Kim, Y., Shear, M. K., Ghesquiere, A., & Wall, M. M. (2012). Brief Measure for Screening Complicated Grief: Reliability and Discriminant Validity. *PLoS ONE*, 7(2), e31209. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0031209>.
- 井梅由美子・平井洋子・青木紀久代・馬場禮子 (2006). 日本における青年期用対象関係尺度

- の開発. パーソナリティ研究, 14(2), 181-193.
- 直原康光・安藤智子 (2021). 離婚後の父母コペアレンティング, ゲートキーピング尺度の作成と子どもの適応との関連. 教育心理学研究, 69, 116-134.
- Johnston, J. R., & Sullivan, M. J. (2020). Parental Alienation: In Search of Common Ground for a More Differentiated Theory. *Family Court Review*, 58(2), 270-292. <https://doi.org/10.1111/fcre.12472>
- 角野善司 (1994). 人生に対する満足尺度 (the satisfaction with life scale: SWLS) 日本版作成の試み. 日本教育心理学会第36回総会発表論文集, 192. [https://doi.org/10.20587/pamjaep.36.0\\_192](https://doi.org/10.20587/pamjaep.36.0_192)
- 柏木 舞・高坂康雅 (2022). 親用片親疎外尺度 (PASPJ) の作成と信頼性・妥当性の検討. 離婚・再婚家族と子ども研究, 4, 32-46.
- Kessler, R.C., Andrews G., Colpe, L.J., Hiripi, E., Mroczek, D.K., Normand, S.L., Walters, E.E., & Zaslavsky, A.M. (2002). Short screening scales to monitor population prevalences and trends in non-specific psychological distress. *Psychological Medicine*, 32(6), 959-976. <https://doi.org/10.1017/s0033291702006074>
- Kelly, J., & Johnston, J. (2001). The alienated child: A reformulation of parental alienation syndrome. *Family Court Review*, 39(3), 249-266.
- Kline Pruett, M., Johnston J. R., Saini, M., Sullivan, M., & Salem, P. (2023). The use of parental alienation constructs by family justice system professionals: A survey of belief systems and practice implications. *Family Court Review*, 61(2), 372-394. <https://doi.org/10.1111/fcre.12716>
- Laughrea, K. (2002). Alienated Family Relationship Scale: Validation with young adults. *Journal of College Student Psychotherapy*, 17(1), 37-48. [https://doi.org/10.1300/J035v17n01\\_05](https://doi.org/10.1300/J035v17n01_05)
- Lorandos, D., & Bone, J. M. (2016). Child Custody Evaluations: In cases Where Parental Alienation Is Alleged. In M. L. Goldstein (Ed.), *Handbook of Child Custody* (pp. 179-232). Springer International Publishing. [https://doi.org/10.1007/978-3-319-13942-5\\_16](https://doi.org/10.1007/978-3-319-13942-5_16)
- Martinez, N. Z., Clericus, R. R., & Ponce, L. (2021). ZICAP II Scale: Parental Alienation Assessment in 9 to 15 years-old children of separated parents in Chile. *Ciencias Psicológicas*, 15(1), e2159. <https://doi.org/10.222235/cp.v15i1.2159>
- Minuchin, S. (1974). *Families & family therapy*. Harvard University Press.
- Minuchin, S., & Nichols, M. P. (1993). *Family Healing: Tales of hope and renewal from family therapy*. Free Press.
- 箕浦有希久・成田健一 (2013). 2項目自尊感情尺度の開発および信頼性・妥当性の検討. 感情心理学研究, 21(1), 37-45.
- Miralles, P., Godoy, C., & Hidalgo, M. D. (2021). Long-term emotional consequences of parental alienation exposure in children of divorced parents: A systematic review. *Current Psychology*, 42(1), 12055-12069. <https://doi.org/10.1007/s12144-021-02537-2>
- 水本 篤・竹内 理 (2008). 研究論文における効果量の報告のために一礎的概念と注意点一. 英語教育研究, 31, 57-66.
- Mone, J. G., & Biringer, Z. (2006). Perceived Parent-Child Alienation. *Journal of Divorce & Remarriage*, 45, 131-156. [https://doi.org/10.1300/J087v45n03\\_07](https://doi.org/10.1300/J087v45n03_07)
- 小塩真司・阿部晋吾・カトローニ ピノ (2012).



- 日本語版Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) 作成の試み. パーソナリティ研究, 21, 40-52.
- Rowen, J., & Emery, R. E. (2019). Parental denigration reports across parent-child dyads: Divorced parents underreport denigration behaviors compared to children. *Journal of Child Custody, 16*(2), 197-208. <https://doi.org/10.1080/15379418.2019.1610135>
- Rowlands, G. A. (2018). Parental Alienation: A Measurement Tool. *Journal of Divorce & Remarriage, 60*(4), 316-331. <https://doi.org/10.1080/10502556.2018.1546031>
- Saini, M., Drozd, L., & Olesen, N. (2017). Adaptive and maladaptive gatekeeping behaviors and attitudes: Implications for child outcomes after separations and divorce. *Family Court Review, 55*(2), 260-272. <https://doi.org/10.1111/fcre.12276>
- 清水裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD: 機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案. *メディア・情報・コミュニケーション研究, 1*, 59-73.
- Sirbu, A. G., Vintila, M., Tisu, L., Stefanut, A. M., Tudorel, O. I., Maguran, B., & Toma, R. A. (2021). Parental Alienation-Development and Validation of a Behavioral Anchor Scale. *Sustainability, 13*, 316-334. <https://doi.org/10.3390/su13010316>
- Verhaar, S., Matthewson, M. L., & Bentley, C. (2022). The Impact of Parental Alienating Behaviours on the Mental Health of Adults Alienated in Childhood. *Children, 9*(4), 475-491. <https://doi.org/10.3390/children9040475>
- Verrocchio, M. C. & Baker, A. J. L. (2015). Italian adults' Recall of Childhood Exposure to Parental Loyalty Conflicts. *Journal of Child and Family Studies, 24*, 95-105. <https://doi.org/10.1007/s10826-013-9810-0>
- Verrocchio, M. C., Baker, A. J. L. & Bernet, W. (2016). Associations between Exposure to Alienating Behaviors, Anxiety, and Depression in an Italian Sample of Adults. *Journal of Forensic Sciences, 61*(3), 692-698. <https://doi.org/10.1111/1556-4029.13046>
- Walters, M. G., & Friedlander, S. (2016). When a child rejects a parent: Working with the intractable resist/refuse dynamic. *Family Court Review, 54*(3), 424-445. <https://doi.org/10.1111/fcre.12238>
- World Health Organization (2022). ICD-11: International Classification of Diseases 11<sup>th</sup> Revision -The global standard for diagnostic health information-. <https://icd.who.int/en> (2023年7月7日閲覧)
- 山本倫子・伊藤裕子 (2012). 青年期の子どもが認知した夫婦間葛藤と精神的健康との関連. *家族心理学研究, 26*, 83-94.

